

消防団をバックアップしませんか

「消防団協力事業所表示制度」

消防団協力事業所表示制度とは

現在、市の団員のおよそ8割が被雇用者です。このような状況で消防団の活性化を図るには、入団しやすく、活動しやすい環境の整備が求められています。

この制度は、消防団に積極的に協力している事業所又は、その他の団体に対して、「消防団協力事業所表示証」を交付し消防団活動に協力している事業所を広く公表することにより、地域の消防防災力の充実強化などの一層の推進を図ることを目的としています。

認定を受けた事業所は「消防団協力事業所表示証」を敷地、建物などに表示できるほか、パンフレット、ホームページなどに掲載することで事業所のイメージアップにもつながります。御前崎市消防団のバックアップと地域の安全・安心を確保するためにご協力をお願いします。なお、認定基準は次の通り。

認定基準

・従業員が消防団員として、事

業所規模の割合に示す団員数を雇用している事業所

・従業員の消防団活動について積極的に配慮している事業所
・災害時等に事業所の資器材等を消防団に提供、協力している事業所

・その他消防活動に協力することにより、地域の消防防災体制の充実強化に寄与しているなど、市長が特に優良と認められる事業所

※「消防関係法令」に違反しているときは認定できません。



▶消防団協力認定事業所に交付される表示証。(大きさは縦30センチ、横21センチ、素材はプラスチック製)事業所の敷地建物などに表示できるほか、パンフレットやチラシ、ホームページなどに掲載することができます。

消防団員を雇用している事業所は、事業税が軽減されます

対象 法人(資本金又は出資金が1億円以下)又は個人で次の要件を満たしていると県知事が認定した事業者

・県内にある事業所などがすべて市町の消防団協力事業所表示制度の認定を受けていること
・事業所などにおいて、活動実績のある消防団員が1名以上いること

・消防団員が消防団活動を行うことにより、給与等の労働条件に不利益のない規定を整備していること

税目 次の期間に対する法人事業税又は個人事業税

対象期間

・法人…平成24年4月1日から平成26年3月31日までの間に決算日を迎える事業期間
・個人…平成24年および平成25年の所得

特例内容 事業税の1/2相当の税額(上限10万円)を控除

留意事項

・基準日までに「消防団協力事業所表示制度」の認定を受けていること
・定められた期日までに当該条例に基づく「消防団協力事業所の認定」を受けていること

御前崎市消防団はあなたの力を必要としています!!

誰でも入団できるの?

▼分団によって加入時期はさまざまですが、基本的には18歳以上で、御前崎市に居住または勤務していて、健康な人であればどなたでも入団することができます。

どんな活動をするの?

▼火災発生時における消火、地震や風水害といった大規模災害発生時の救助・救出、警戒巡視、避難誘導、災害防衛などのほか、平常時においては、火災予防のための夜警活動や有事に備えるための訓練を行っています。

訓練はいつ行っているの?

▼消防団員は、仕事が休みの日や仕事の終わった後などに集まって訓練などをおこなっています。活動日は時期によつてさまざまです。

女性でも入団できるの?

▼もちろん入団できます。現在御前崎市には女性団員が5名入団しています。主に防災訓練など市民が集まる場所での防災教育および応急手当の普及活動をしています。

近年消防団の団員不足が深刻です。

地域コミュニティーの一翼を担う消防団は、活動以外にも納涼祭などの地域行事には欠かせない組織です。

是非みなさんも地域力、地域防災力の向上のため消防団に入団してください。

問い合わせ

防災課

0537-81119

